

福井市ひとり親家庭等ニーズ調査結果について

1 実態調査概要

- (1) 調査基準日 令和元年8月1日
- (2) 調査内容 国が示す基本的な方針に基づき調査を実施
- (3) 調査対象者 福井市内に居住する母子世帯および父子世帯
- (4) サンプル数 200世帯(回収目標数 100世帯)

アンケート回答者			児童扶養手当受給者(8月現在)		
	総数(人)	構成比(%)		総数(人)	構成比(%)
母子世帯	184	92.0%	母子世帯	1,719	92.9%
父子世帯	16	8.0%	父子世帯	126	6.8%
養育者	-	-	養育者	7	0.3%
合計	200	100.0%	合計	1,852	100.0%

2 主な調査結果

1. 親自身や家族について	母子世帯		父子世帯	
・ 家族構成	母子のみ	67.0%	父子のみ	56.0%
	同居	30.0%	同居	44.0%
・ ひとり親になった理由	離婚	90.1%	離婚	87.4%
	死別	3.9%	死別	6.3%
	未婚	6.0%	遺棄	
2. 仕事について	母子世帯		父子世帯	
・ 就業状況	就業している	93.0%	就業している	100.0%
	正規	45.6%	正規	64.4%
	派遣社員	33.5%	自営業	21.4%
3. 生活状況について	母子世帯		父子世帯	
・ 主な収入源	自身の就労収入	62.1%	自身の就労収入	58.3%
・ 月額就労収入 ¹	0～10万円以下	12.4%	0～10万円以下	6.7%
	11～20万円以下	58.0%	11～20万円以下	20.0%
	21～30万円以下	23.4%	21～30万円以下	53.3%
	31万円以上	6.2%	31万円以上	20.0%
・ 世帯年収 ²	0～100万円未満	18.5%	0～100万円未満	16.6%
	100～200万円未満	28.5%	100～200万円未満	16.6%
	200～300万円未満	34.5%	200～300万円未満	0.0%
	300～400万円未満	10.6%	300～400万円未満	25.0%
	400万円以上	7.9%	400万円以上	41.8%

1 平成30年度の福井県平均月額給与は、女性23万6千円、男性33万5千円(切捨て)

2 平成30年度の福井県平均年収は、女性341万7千円、男性488万5千円(切捨て)
平均収入は、厚生労働省発表の「賃金構造基本統計調査」をもとに算出

4. 養育費・面会交流について	離婚・未婚の母子世帯		離婚の父子世帯	
・ 養育費	取り決め文書有	41.0%	取り決め文書有	23.0%
	現在も受給	45.0%	現在も受給	0.0%
・ 面会交流	取り決め文書有	27.0%	取り決め文書有	38.0%
	現在も実施	48.0%	現在も実施	50.0%
5. 子どもについて	母子世帯		父子世帯	
・ 現在の子どもへの悩み	教育・進学	34.4%	教育・進学	43.5%
	しつけ	15.8%	しつけ	21.7%
	健康	10.4%	食事・栄養	13.0%
6. 困っていることについて	母子世帯		父子世帯	
・ 現在の自身の悩み	家計	61.5%	家計	37.5%
	仕事	12.1%	住居 家事	12.5%
	住居	5.5%	自分の健康	
7. 福祉制度の認知度	母子世帯		父子世帯	
・ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	知っている	26.0%	知っている	21.0%
・ 母子家庭等日常生活支援事業	知っている	17.0%	知っている	14.0%
・ ひとり親家庭就業・自立支援センター相談事業	知っている	25.0%	知っている	7.0%

3 課題

- 母子世帯においては、正規で働く者が5割以下となっている。また、月額就労収入が月20万円以下である世帯は70.4%にも上っており、依然として、母子世帯の就業及び収入が不安定な状況である。より収入が高く安定した身分で安心して働けるよう、賃金や労働条件の良い職場への就労支援を実施していく必要がある。
- 父子世帯において、就業率は100%であり、正規職員の割合も6割を超えている。また、母子家庭とは異なり、子どもへの悩みでは「食事・栄養」、親自身の悩みとしては「住居・家事・自分の健康」があがるなど、家庭生活面で多くの困難を抱えている。子育て・家事と仕事の両立を支援するため、家庭生活支援制度の積極的な利用を促進するなど、子育てなどの悩みを気軽に相談できるよう相談機能の周知が必要である。
- 母子・父子世帯ともに、半数以上の世帯が、養育費・面会交流の文書による取り決めを行っていない。養育費等の取り決めや確保が適切にされるよう社会的気運の醸成や意識付けを行っていく必要がある。
- 母子・父子世帯ともに、子どもへの悩みの1位は「教育・進学」である。子どもの居場所としても重要な学習支援教室等に取り組む必要がある。
- 各種支援制度の認知度は1~3割程度である。ひとり親世帯に必要な情報や支援が確実に行き届くよう、支援制度の一層の周知を図っていく必要がある。